

令和6年2月9日 美郷町農業委員会会議録

令和6年2月9日午後2時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木	定	廣	10番	深	沢	靖		
2番	継	田	竜	也	11番	齋	藤	美由木	
3番	高	橋	広	樹	12番	高	橋	国	広
4番	奥	山	秀	治	13番	佐々木	竜	孝	
5番	小	西	嘉	之	14番	加	藤	堅	之助
6番	深	田	秋	彦	15番	高	橋	秀	行
7番	山	田	貞	子	16番	細	井	千代文	
8番	高	橋	孝	人	17番	高	橋	正	尚
9番	高	橋	一	平					

本会委員出席者 17名

2. 欠席委員は、次のとおり

な し

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画の決定について
- 第 4 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 5 議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
等促進計画の策定について（要請）

会長 高橋 正尚 午後2時29分本委員会の閉会を告げた

令和6年2月9日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和6年2月9日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後2時00分
4. 閉 会 午後2時29分
5. 議事録署名委員 13番 佐々木 竜 孝
14番 加 藤 堅之助

- 議 長 それでは、ただ今から令和6年第2回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、定足数に達しております。
お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、13番、佐々木委員、14番、加藤委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第6号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第6号、申請番号14番から申請番号22番について議案書をもとに朗読、説明 】
はじめに所有権移転です。
申請番号14番、千畑地区の田1筆、2, 032㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。自作地の交換です。対価はありません。
申請番号15番、千畑地区の田1筆、1, 958㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請番号14番と同じく自作地の交換です。対価はありません。
申請番号16番、千畑地区の田2筆、1, 346㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地の解消のため、所有権移転をします。対価はありません。
申請番号17番、仙南地区の田1筆、140㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親類です。当該地は受人の宅地に隣接しており、渡人からは遠く耕作不便のため、受人へ贈与します。対価はありません。

申請番号18番、仙南地区の田1筆、2,939㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり、また当該地はこれまで受人が耕作していることから、受人へ贈与するものです。対価はありません。

申請番号19番、仙南地区の田1筆、3,507㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで、受人が耕作していましたが、受人が農地を購入したく、売買することとなりました。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号20番、仙南地区の田1筆、畑1筆、計1,570㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、遠方に居住しており、農地を手放したく、受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

続きまして、使用貸借権です。

申請番号21番、六郷地区の田8筆、7,005㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。後継者へ経営移譲するため、使用貸借します。期間は10年間です。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号22番、仙南地区の田3筆、28,220㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり耕作できなくなったため、受人が耕作することとなりました。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は5年間です。

申請番号14番から22番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第6号について事務局より説明が終わりました。申請番号14番から申請番号22番について審議を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号14番から申請番号22番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号14番から申請番号22番については原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第2、議案第6号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第3、議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第7号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第7号、申請番号13番から申請番号21番について議案書をもとに朗読、説明 】

はじめに所有権移転です。

申請番号13番、千畑地区の田2筆、3,441㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は資金が必要となったため、近くで耕作している受人へ売買します。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は2月29日

を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人はトラクター、田植え機、コンバインを所有し、もみすり乾燥はカントリーを使用しております。

申請番号14番、六郷地区の田3筆、1,894㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親族です。渡人は高齢となり農地を手放したく、これまで耕作してきた受人へ贈与するものです。引渡し時期は2月29日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人はトラクター、田植え機、コンバインを所有し、もみすり乾燥はライスセンターを使用しております。

申請番号15番、六郷地区の田1筆、8,735㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は資金が必要となったため、当該地を売買します。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は2月29日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具を個人から借り上げしております。

申請番号16番、仙南地区の田1筆、453㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地を解消するため売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は2月29日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページの通りです。受人は農機具一式をすべて個人から借上げしております。

申請番号17番、千畑地区の田6筆、六郷地区の田1筆、計11,541㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。公社特例事業による売買で、渡人から秋田県農業公社を経由して購入者へ売却しますが、今回は渡人から秋田県農業公社へ所有権移転する部分です。購入予定者は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

続きまして、賃借権の設定です。

申請番号18番、六郷地区の田2筆、仙南地区の田5筆、計12,483㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は親の農地を相続しましたが、仕事の関係で耕作できないので、近隣で耕作している受人へ耕作をお願いすることになりました。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号19番、仙南地区の田3筆、13,345㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号18番と同じです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号20番、仙南地区の田1筆、1,120㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地の解消のため受人が耕作することになりました。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。受人はトラクター、田植え機、コンバインを所有し、もみすり乾燥は委託しております。

申請番号21番、六郷地区の田3筆、5,317㎡、渡人は〇〇〇さん、受

人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料8ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号13番から21番の案件につきましては、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上です。

- 議 長 議案第7号について、事務局より説明が終わりました。これより審議を行います。
- 議 長 申請番号13番から申請番号21番までについて質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号13番から申請番号21番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号13番から申請番号21番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第7号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）についてを上程し議題とします。議案第8号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第8号、申請番号21番から申請番号65番について議案書をもとに朗読、説明 】

次の4件の受人は〇〇〇さんです。期間は10年間です。

申請番号21番、千畑地区の田6筆、5,579㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号22番、千畑地区の田5筆、5,672㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号23番、千畑地区の田2筆、1,958㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号24番、千畑地区の田3筆、1,170㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

次の5件の受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号25番、千畑地区の田1筆、2,656㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号26番、千畑地区の田1筆、1,068㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号27番、千畑地区の田1筆、1,056㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号28番、千畑地区の田1筆、3,195㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号29番、千畑地区の田1筆、309㎡、渡人は〇〇〇さんです。

次の3件の受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号30番、千畑地区の田4筆、4,559㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号31番、千畑地区の田1筆、1,430㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号32番、千畑地区の田9筆、10,632㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号33番、千畑地区の田3筆、3,588㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号34番、仙南地区の田3筆、4,563㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号35番、仙南地区の田4筆、19,858㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

次の3件の受人は〇〇〇さんです。

申請番号36番、千畑地区の田2筆、3,071㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号37番、千畑地区の田1筆、1,022㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号38番、千畑地区の田16筆、畑1筆、六郷地区の田2筆、計18,477㎡、渡人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号39番、千畑地区の田2筆、2,928㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は9年3か月です。

申請番号40番、仙南地区の田4筆、30,004㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で期間は10年間です。

申請番号41番、仙南地区の田2筆、7,429㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号42番、仙南地区の田6筆、12,815㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号43番、仙南地区の田3筆、22,466㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号44番、六郷地区の田1筆、2,805㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は8年間です。

申請番号45番、千畑地区の田1筆、2,685㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号46番、千畑地区の田5筆、3,894㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号47番、仙南地区の田2筆、2,428㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号48番、仙南地区の田2筆、1,916㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号49番、仙南地区の田2筆、5,120㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号50番、仙南地区の田7筆、12,240㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

次の7件の受人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円、期間は10年間です。

申請番号51番、仙南地区の田3筆、14,529㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号52番、仙南地区の田3筆、11,875㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号53番、仙南地区の田11筆、28,350㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号54番、仙南地区の田1筆、2,953㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号55番、仙南地区の田1筆、3,803㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号56番、仙南地区の田1筆、2,088㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号57番、仙南地区の田2筆、9,570㎡、渡人は〇〇〇さん、代表相続人〇〇〇さんです。

申請番号58番、千畑地区の田2筆、1,525㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は7年7か月です。

申請番号59番、六郷地区の田9筆、6,781㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり、〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号60番、六郷地区の田3筆、4,759㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号61番、千畑地区の田1筆、六郷地区の田2筆、計12,385㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号62番、六郷地区の田4筆、4,005㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号63番、仙南地区の田1筆、2,212㎡、渡人は〇〇〇さん、受

人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は3年間です。申請番号64番、仙南地区の田4筆、4,303㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号65番、仙南地区の田12筆、26,762㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号21番から65番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上です。

●議長 議長第8号について事務局より説明が終わりました。これより審議を行います。これより審議を行います。

●議長 申請番号21番から申請番号65番までについて質疑ございませんか。

14番委員 申請番号33番です。申請番号30番から32番は受人が法人でしたけれども33番だけ個人が受けることになっております。何か特別な事情があるのでしょうか。

それと、申請番号59番と60番は期間が20年間となっております。10年でも大分長いと思っておりますが、20年とした特別な理由があればお訊きしたいです。

●庶務班長 申請番号33番の件ですけれども、この辺りは今度圃場整備事業が始まりますが、33番は圃場整備外ということで法人では受けないので、個人で受けるということでした。20年の契約期間の件ですが、圃場整備対象農地で、機構関連事業の場合は、公社を通して最低15年間の賃貸借契約期間が必要になります。採択までの期間もありますので、後で困らないように20年の契約としております。

14番委員 まだ採択になっておらず、これから採択となって工事が始まるので20年必要ということであれば分かりました。

●議長 他に質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号21番から申請番号65番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号21番から申請番号65番については原案のとおり決しました。

●議長 よって日程第4、議案第8号については原案のとおり許可決定いたします。

●議長 次に、日程第5、議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積促進計画の策定について（要請）についてを上程し議題とします。議案第9号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第9号、申請番号14番から申請番号17番について議案書をもとに朗読、説明 】

受け手変更です。契約期間は現在契約の残存期間となります。

申請番号14番、六郷地区の田1筆、7, 817㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。圃場整備事業に伴う集積のためです。

申請番号15番、仙南地区の田1筆、3, 975㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。渡人の父親死亡により耕作できなくなったため、権利の移転を行うものです。

申請番号16番、仙南地区の田2筆、9, 389㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。理由は申請番号15番と同じです。

申請番号17番、仙南地区の田3筆、13, 020㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。所有者は〇〇〇さんです。理由は申請番号15番と同じです。

申請番号14番から17番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第9号について事務局より説明が終わりました。これより審議を行います。申請番号14番から申請番号17番についてですが、申請番号16番は本人案件ですので、まずは申請番号14番から申請番号15番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号14番から申請番号15番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号14番から申請番号15番については原案のとおり決しました。それでは申請番号16番については本人案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後2時26分

- 議 長 それでは、申請番号16番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号16番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

ご異議なしと認めます。よって、申請番号16番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後2時27分

- 議 長 次に、申請番号17番について質疑を行います。
質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号17番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
ご異議なしと認めます。よって、申請番号17番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第5、議案第9号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和6年第2回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後2時29分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和6年2月9日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 佐々木 竜 孝

議事録署名委員 加 藤 堅之助